



第19 期 定時株主総会招集ご通知

開催 日時 2024年11月26日(火)午前10時

(受付開始:午前9時)

開催場所

広島市中区中町7番20号

ANAクラウンプラザホテル広島 3階「オーキッド

決議 事項 第1号議案 剰余金の処分の件第2号議案 取締役11名選任の件

目 次

第19期定時株主総会招集ご通知	·· 1
株主総会参考書類	
事業報告	13
連結計算書類	
計算書類······	31
監査報告書	33
株主総会会場ご案内図 裏見	長紙

証券コード 1407 2024年11月8日 (電子提供措置の開始日 2024年10月31日)

株主各位

広島市西区楠木町一丁目15番24号 株式会社ウエストホールディングス 代表取締役社長 汀 頭 栄 一郎

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.west-gr.co.jp/ir/meeting/



東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show (上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ウエストホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「1407」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年11月25日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

- 1. 日 時 2024年11月26日 (火曜日) 午前10時
- 2. 場 所 広島市中区中町7番20号

ANAクラウンプラザホテル広島3階「オーキッド」

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第19期(2023年9月1日から2024年8月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第19期 (2023年9月1日から2024年8月31日まで) 計算書類報告 の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役11名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示を されたものとして取り扱わせていただきます。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。

ただし、電子提供措置事項のうち、事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。従いまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と財務内容の強化を図るため必要な内部留保を図りつつ、安定した配当を維持継続するのと同時に、財務状況に応じた積極的な株主還元策を行うことを株主への利益配分の基本方針としております。

以上の方針と政策に基づき、当期の期末配当金につきましては、次のとおり実施いたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株につき 65円 総額 2,577,878,875円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2024年11月27日

なお、配当原資につきましては、利益剰余金を予定しております。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役11名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。今回経営体制及びコーポレートガバナンスの更なる強化を図るため、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号			氏	名			現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任	きっ 士 口	かわ		たかし 隆		代表取締役会長	12回/12回 (100%)
2	再任	江	がしら頭	えいい			代表取締役社長	10回/12回 (83%)
3	再任	荒	*	tt ん 健	<u>じ</u>		代表取締役専務	12回/12回 (100%)
4	再任	ご 後	とう 膝	ょし 佳	_{ひさ} 久		取締役	12回/12回 (100%)
5	再任	水	はま	たし歳	_{ひさ} 久		取締役	10回/10回 (100%)
6	再任	森	やま 山	め	行		取締役	10回/10回 (100%)
7	再任	天	野	とも 友	_{ひろ} 寛		取締役	10回/10回 (100%)
8	再任	なお	さき 岩		あきら 明		取締役	9回/10回 (90%)
9	再任	なか中	じま 島	^{ひで} 英	<u>±</u>		取締役	10回/10回 (100%)
10	新任	さわ 澤	并	たか貴	_{すけ}		_	_
11	再任	なか中	島	かず	雄	社外	取締役	12回/12回 (100%)

再任 再任取締役候補者 社外取締役候補者 新任取締役候補者 新任取締役候補者

⁽注) 永島歳久氏、森山敏行氏、天野友寛氏、猶嵜明氏及び中島英士氏は、2023年11月22日の取締役就任後の出席状況を記載しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	再任 吉川 隆 (1950年4月8日) 取締役会への出席状況 12回/12回(100%)	1984年 5 月 西日本鐘商株式会社(現株式会社ウエストエネルギーソリューション)設立 代表取締役社長 2006年 3 月 株式会社ウエストホールディングス代表取締役社長 2009年11月 同 代表取締役会長(現任)	17,363千株
	発揮して当社を牽引し、	計 受補者は、1984年に当社を設立し、優れた先見性と強力なリーダ- 経営全般を統括してまいりました。今後も、経営の基本方針及び 務執行の監督機能の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願	経営戦略
2	再任 注 がしら えいいちろう 江 頭 栄一郎 (1962年8月27日) 取締役会への出席状況 10回/12回(83%)	2013年 2 月 株式会社ウエストエネルギーソリューション 業務委託 2013年12月 株式会社ウエストホールディングス入社 執行役員 株式会社ウエストエネルギーソリューション 取締役 2014年11月 株式会社ウエストホールディングス取締役 2015年11月 株式会社ウエストホールディングス 取締役 2017年11月 株式会社ウエストホールディングス 常務取締役 2018年11月 同 代表取締役社長 (現任) 株式会社ウエストエネルギーソリューション 代表取締役社長 (現任) 2019年 7 月 株式会社ウエスト電力代表取締役社長 2020年 9 月 同 取締役	27千株
	において代表取締役社長	宇由】 民補者は、当社の事業運営に幅広い経験を有し、2018年11月から 長を務め、経営全般に関して豊富な経験・知見を有しております。)一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであり	今後も、

候補者番 号	氏名 (生年月日)	略歷	₹、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数		
3	再任	, -	株式会社骨太住宅(現株式会社ウエストエネルギーソリューション)入社 株式会社ウエストホールディングス転籍 株式会社ハウスケア(現株式会社ウエストビギン)取締役 株式会社ウエストホールディングスグローバルエネ事業運営本部部長 株式会社ウエストエネルギーソリューション出向 統括本部本部長 株式会社ウエスト電力取締役 株式会社ウエストエネルギーソリューション取締役 株式会社ウエストエネルギーソリューション取締役 株式会社ウエストホールディングス執行役員 WEST International (Thailand) Co.,Ltd. 取締役(現任) 株式会社ウエストビギン代表取締役社長 株式会社ウエストビギン代表取締役社長 株式会社ウエストレギン代表取締役 同代表取締役専務(現任) 株式会社ウエスト〇&M取締役(現任) 株式会社ウエストビギン取締役(現任)	17千株		
	【取締役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、入社以来当社グループの中核事業について豊富な業務い知見を有し、優れたマネジメント能力を発揮しております。現在当社の代表取締役と体を担い、さらに新たな業務提携や新規事業開拓の旗手としての役割を担っておりますの当社の持続的な企業価値向上実現のため、業務執行の一層の強化を期待し、取締役とお願いするものであります。					

候補者番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
4	再任 後藤 佳 気 (1973年2月15日) 取締役会への出席状況 12回/12回(100%)	2008年1月 株式会社サンテック (現株式会社ウエストグリーンパワー) 入社 2008年3月 同 広島支店次長 2009年8月 同 高松支店支店長 2011年3月 同 福岡支店支店長 2012年1月 株式会社ウエストエネルギーソリューション出向 ソリューション中四国事業部次長 2015年4月 同 転籍 ソリューション西日本事業部副部長 2018年11月 同 執行役員 2020年12月 同 取締役 (現任) 2021年8月 株式会社ウエスト電力取締役 2021年11月 株式会社ウエストホールディングス取締役 (現任)	5千株
	ループ全体の事業戦略の	目由】 候補者は、入社以来営業部門の要職を歴任し、現在は当社の取締 こおいて重要な役割を果たしております。今後の、当社の持続的 努執行の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするも	な企業価値

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	
(5)	再任	2007年11月 株式会社ウエストホールディングス代表取締役専務 2013年11月 同 代表取締役社長 2014年11月 株式会社ウエストビギン取締役 2016年9月 株式会社ウエストエネルギーソリューション代表取締役社長 株式会社ウエストの&M取締役 2018年11月 株式会社ウエストホールディングス相談役株式会社ウエストの&M代表取締役社長 2023年9月 同 取締役(現任) 株式会社ウエストホールディングス取締役(現任) 株式会社ウエストエネルギーソリューション監査役(現任) 株式会社ウエストビギン監査役(現任) WEST International (Thailand) Co.,Ltd. 取締役(現任)	72千株	
【取締役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、当社の事業運営に幅広い経験を有し、当社の取締役相 グループ全体の事業戦略において重要な役割を果たしております。今後の、当社の業績 括・指揮の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。				

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略風	を、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数			
		1984年 4 月	株式会社せとうち銀行(現株式会社もみじ銀 行)入行				
		2005年 6 月	株式会社もみじ銀行広島支店 (現紙屋町支店) 総括副支店長				
		2007年10月	株式会社山口フィナンシャルグループ 営業戦略部主任調査役				
	再任	2008年 4 月	株式会社もみじ銀行古江支店支店長				
		2010年 4 月	株式会社もみじ銀行営業推進部部長				
	森 山 敏 行 (1960年6月7日)	2012年 4 月	株式会社山口フィナンシャルグループ コンプライアンス・リスク統括部副部長	0.1千株			
		2013年8月	株式会社もみじ銀行舟入支店支店長				
6	取締役会への出席状況 10回/10回(100%)	2016年3月	株式会社ウエストエネルギーソリューション 入社 ブルーオーシャン事業部部長				
		2016年 9 月	同取締役部長				
		2018年11月	株式会社ウエストホールディングス 執行役員 金融企画室兼財務経理部部長				
		2023年11月	同 取締役(現任) WEST International (Thailand) Co.,Ltd. 取締役(現任)				
	 【取締役候補者とした理	 ⊇曲】					
	【取締伎候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、長年にわたり金融機関の業務に携わってきた経験があり、財務並 びに経理部門の重要な業務の執行及び意思決定を適切に行っております。当社の持続的な企業価値						
	向上のため、業務執行の	つ一層の強化を期	詩し、取締役として選任をお願いするものであり	ます。			

候補者番 号	氏名 (生年月日)	略歷	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			
	再任	2011年 4 月 2013年12月	株式会社サンテック(現株式会社ウエストグ リーンパワー)入社 株式会社ウエスト(現株式会社ウエストグリ			
	天 野 友 寛 (1970年8月20日)	2016年8月	ーンパワー)取締役 WEST International (Thailand) Co.,Ltd. 代表取締役社長(現任)	11千株		
7	取締役会への出席状況 10回/10回(100%)	2018年11月	株式会社ウエストエネルギーソリューション 取締役			
		2022年11月 2023年11月	株式会社ウエストホールディングス執行役員 同 取締役(現任)			
	(Thailand) Co.,Ltd.の1	候補者は、201 代表取締役社長と 当社の持続的な1	6年8月より戦略的海外子会社であるWEST Int として、設立当初より尽力し、タイにおける事業 企業価値向上のため、業務執行の一層の強化を期 す。	に多大なる		
8	再任 猶 嵜 明 (1973年4月14日) 取締役会への出席状況 9回/10回(90%)	2018年4月 2018年11月 2020年2月 2020年12月 2023年8月 2023年11月	株式会社ウエストエネルギーソリューションソリューション事業部 執行役員部長同 取締役部長株式会社ウエスト〇&M取締役株式会社ウエストホールディングス執行役員株式会社ウエストエネルギーソリューション工務本部部長株式会社ウエストビギン取締役株式会社ウエストエネルギーソリューションWESTFIT事業部部長株式会社ウエストホールディングス取締役(現任)株式会社ウエストホールディングス取締役(現任)株式会社ウエストエネルギーソリューション取締役(現任)	- 干株		
	幅広く工務の責任者とし	戻補者は、太陽う して指揮を執って っております。≧	光発電施工において長年の経験を有し、高圧・低 こおります。併せて、WESTFIT事業の統括責任者 当社の持続的な企業価値向上のため、業務執行の るものであります。	として事業		

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数				
9	再任 中 島 英 士 (1964年9月30日) 取締役会への出席状況 10回/10回(100%)	2007年9月 株式会社ウエストホールディングス 入社 総務部部長 2010年7月 同 執行役員 2013年6月 株式会社ウエスト〇&M監査役 2022年9月 株式会社ウエストホールディングス 経営管理本部総務部部長 2023年11月 同 取締役(現任) 株式会社ウエスト〇&M監査役(現任)	-千株				
	【取締役候補者とした理田】 上記の経歴のとおり、候補者は、長年にわたりグループ全体の総務・人事・情報システム部門を統括し、経営のバックグラウンドで重要な業務の執行を行っております。当社の持続的な企業価値向上のため、業務執行の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。						
(1)	新任 澤 井 賞 介 (1975年12月27日)	1998年 4 月 日本舗道株式会社(現株式会社NIPPO) 入社 2013年 3 月 税理士登録 2016年 4 月 税理士法人上原会計設立 パートナー就任 2022年 6 月 デロイトトーマツ税理士法人 入所 2023年11月 こころ税理士・社会保険労務士事務所開設 所長就任(現任) 2023年12月 株式会社ウエストホールディングス 入社 財務経理部部長(現任)	一千株				
	て税理士法人にて活躍:	聖由】 候補者は、長年にわたる上場企業での経理経験があり、その後も され、現在は当社財務経理部門の責任者として重要な業務の執行 社の持続的な企業価値向上のため、取締役として選任をお願いす	と意思決定				

候補者番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
(1)	再任 社外 第一 第一 第 1953年9月15日) 取締役会への出席状況 12回/12回(100%)	1977年 4 月 株式会社福徳銀行 入行 1990年11月 株式会社宇野会計事務所 入社 1997年 3 月 税理士登録(中国税理士会) 1998年 7 月 中島一雄税理士事務所設立 所長(現任) 2004年 7 月 広洋工業株式会社 監査役(現任) 2016年11月 株式会社ウエストホールディングス 社外取締役(現任)	一千株
	上記の経歴のとおり、他の専門的な知識に精通す。また既に8年間当初におり、今後も、引き	た理由及び期待される役割】 候補者は、直接会社経営に関与された経験はございませんが、税 し、様々な企業の顧問を務めており、企業経営に対する機微を有 性の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意 き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるもの をお願いするものであります。	しておりま 見をいただ

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 中島一雄氏は社外取締役候補者であります。 なお、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 3. 中島一雄氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
 - 4. 取締役との責任限定契約について
 - 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が期待される役割を十分発揮できるように、その責任について法令の範囲内での免除を可能とすることができるよう、「責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。」との責任限定契約を中島一雄氏との間で締結しております。同氏が再選され社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である 取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。 また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事 業 報 告

(2023年9月1日から) 2024年8月31日まで)

I.企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、世界的なインフレの継続や金融・為替動向等による様々な影響が懸念されるものの、海外経済が緩やかな成長を続けるもとでの引き続き緩和的な金融環境等を背景としたマクロ的な需給ギャップの改善に伴う、賃金と物価の好循環が定着する兆しが見受けられる等、景気は徐々に持ち直しの気配を示しつつあります。

一方で事業環境は、2020年10月の菅政権による、我が国が2050年までにカーボンニュートラルを目指す宣言、及び2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減する目標設定を契機とする、環境意識の高まりが一層加速しつつあり、自社消費電力の再生可能エネルギー調達へのシフトはRE100参加企業等の一部の大企業のみならず、サプライチェーンに関連する多くの企業にとっても、既に最重要課題と位置付けられております。2012年のFIT制度開始に伴い、安定投資対象として拡大してきた太陽光発電所をはじめとする再生可能エネルギー発電所は、環境問題の解決に向けた脱炭素化のための設備へと、大きくその位置づけを変え、再エネ発電所の取得ニーズ、グリーン電力の利用ニーズは日に日に膨らんでいる状況にあります。

このような状況の中、当社グループは2023年8月期より、再生可能エネルギーを取り巻く環境変化に迅速に対応するため、事業構造の大幅な転換に舵をきりました。自家消費型産業用太陽光発電所請負事業と非FIT太陽光発電所開発事業を二本柱として経営資源を集中し、非FIT関連事業を大きく伸ばしていく内容であり、それぞれの事業の立ち上げに注力した昨年度に引き続き、今年度からは着実な施工能力拡大に取り組みつつ、本格的な成長に向けてスタートを切りました。また、将来に向けての取組みとして、大規模蓄電所の開発着手、次世代太陽電池「ペロブスカイト太陽電池」を使った施工体制の確立、陸上風力発電所案件の事業化、使用済太陽電池モジュールのリユース・リサイクル等、新規事業へも積極的に取り組み、様々なアライアンス強化にも努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度においては、売上高50,390百万円(前期比15.2%増)、営業利益10,597百万円(前期比24.7%増)、経常利益9,956百万円(前期比24.9%増)及び親会社株主に帰属する当期純利益6,757百万円(前期比12.3%増)を計上いたしました。うち、営業利益、経常利益、及び親会社株主に帰属する当期純利益額は過去最高益となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

なお、セグメント別の金額については、売上高はセグメント間の取引を含んでおり、営業利益は全社費用等調整前の金額であります。

① 再生可能エネルギー事業

産業用太陽光発電所請負事業におきましては、環境意識の大幅な高まりを背景に引き続きベース需要は高水準であるものの、約2年前からの世界的エネルギー価格の高騰を契機とする短期的需要の剥落と、蓄電池・余剰売電等お客様ニーズの多様化に伴う契約リードタイムの長期化により、売上高はピークであった前年度を下回りました。

非FIT太陽光発電所開発事業におきましては、開発にかかる各種許認可取得、法令上の義務への対応、登記手続き等、膨大かつ煩雑な事務対応に追われ立ち上げに苦労してまいりましたが、社内体制整備と外部関係者との地道な関係構築等が奏功し、事業として軌道に乗せることができました。売上高実績の推移は第1四半期約19億円、第2四半期約50億円、第3四半期約47億円、第4四半期約140億円と着実に増加、高圧非FIT発電所も複数案件が完成いたしました。

以上の結果、売上高は41,966百万円(前期比17.8%増)、営業利益は8,284百万円(前期比55.8%増)となりました。

② 省エネルギー事業

提携金融機関とのアライアンスによる情報を活用し、商業施設や工場・病院等のエネルギーを大量に消費する施設に対し省エネのトータルサービスを提供、特にお客様に初期費用の負担が生じないウエストエスコ事業の受注拡大に努めてまいりました。このウエストエスコ事業については、施工実績が増加することにより、LED照明は5年から7年、空調設備は10年から12年にわたり、将来の安定収入に繋がるストック事業であります。足元では、うちLED照明の契約が軒並み満期を迎える時期となっており、一方で新規商材である冷凍冷蔵設備の温度制御システムの立ち上げに今しばらく時間を要することから、収益資産・売上ともに減少傾向にありますが、今後とも重要事業の位置づけは変わらず、太陽光発電所関連のお客様に対するソリューション提案の一環として注力してまいります。

以上の結果、売上高は1,622百万円(前期比11.4%減)、営業利益は385百万円(前期比27.7%減)となりました。

③ 電力事業

グリーン電力卸売事業は立ち上げ期にあたりますが、今後グリーン電力調達源の非FIT発電所の開発件数が増加するに従い、取扱高も増加していく見込みです。自社売電事業におきましては、上半期において銅価格の高騰、国内建設用電線不足を要因とするメガソーラーケーブルの盗難が相次ぎ、復旧期間中の売電機会の喪失に見舞われましたが、下半期は概ね計画通りに推移し、利益面に与える影響は軽微でした。また、当社グループ保有最大規模のメガソーラーである穴水発電所につきましては、2024年1月の能登半島地震により自営線の電柱が一部傾く等の影響を受けましたが、約2週間で復旧再稼働しております。

以上の結果、売上高は5,200百万円(前期比9.7%増)、営業利益は1,668百万円(前期比16.8%減)となりました。

④ メンテナンス事業

当社グループにて企画・設計・施工を行ったメガソーラー発電所を中心に、安定した売電収入を得られることを目的として施設の継続的なメンテナンスを行い、太陽光発電所のオーナー様へ安全・安心・感動を提供し、受注実績を積み上げてまいりました。契約総容量は前期末1,076.4MWより当期末1,281.6MWと、着実に増加しております。当社グループの施工件数の増加に伴い、契約件数の一層の拡大が期待できます。

以上の結果、売上高は1,981百万円(前期比6.5%増)、営業利益は633百万円(前期比34.1%増)となりました。

⑤ その他

その他の売上高は1百万円(前期比65.2%増)、営業利益は1百万円(前期比65.2%増)となりました。

〈事業の種類別セグメントごとの売上高推移〉

部門	第18	期	第19	前期比増減率	
	金額	構成比	金額	構成比	削别山垣 //()
再生可能エネルギー事業	百万円 35,618	% 80.9	百万円 41,966	% 82.7	% 17.8
省エネルギー事業	1,832	4.2	1,622	3.2	△11.4
電 力 事 業	4,740	10.8	5,200	10.2	9.7
メンテナンス事業	1,860	4.2	1,981	3.9	6.5
そ の 他	1	0.0	1	0.0	65.2
計	44,053	100.0	50,773	100.0	15.3

※セグメントの売上高は連結相殺前の数値となっております。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は6,978百万円であり、その主なものは当社グループが保有する電力事業の設備であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関から運転資金として長期借入金を14,539百万円調達いたしました。

4. 財産及び損益の状況

[X	分	`	第16期 (2021年度) (2020年9月1日から 2021年8月31日まで)	第17期 (2022年度) (2021年9月1日から 2022年8月31日まで)	第18期 (2023年度) (2022年9月1日から 2023年8月31日まで)	第19期 (当連結会計年度) (2023年9月1日から 2024年8月31日まで)
受	注	Ē	高	75,040百万円	66,321百万円	39,540百万円	49,655百万円
売	上	-	刯	67,938百万円	67,169百万円	43,734百万円	50,390百万円
経	常	利	益	9,648百万円	7,293百万円	7,972百万円	9,956百万円
親会社	株主に帰属	する当期	純利益	6,495百万円	4,257百万円	6,016百万円	6,757百万円
1株	当たり	当期純	利益	159円70銭	104円71銭	147円97銭	167円46銭
総	資	ť	産	97,278百万円	101,418百万円	123,802百万円	125,897百万円
純	資	ť	産	25,331百万円	27,552百万円	31,403百万円	33,399百万円

- (注) 1. 記載金額は1株当たり当期純利益を除き百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数を使用しております。
 - 3. 第19期(当連結会計年度)の概況については「1.事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

5. 対処すべき課題

持続可能な社会、脱炭素社会の実現に向けて世界的なCO2削減、ESG投資の流れが起きている中で、今後ますます企業や自治体における再生可能エネルギーの導入ニーズが高まってくることが想定されます。このような市場環境の中で、当社グループは引き続き太陽光発電のEPC事業を中心とした総合エネルギーマネジメント事業を、新規事業への積極的な取組みと、アライアンス強化を軸に展開してまいります。

再生可能エネルギー事業のうち、産業用太陽光発電所請負事業におきましては、引き続きウエストサステナブルスタンダードを事業の基本方針と位置付け、短期需要剥落後のベース需要を元に着実な成長を企図するとともに、お客様ニーズの多様化に最速で対応できる態勢、機能の確立を図ってまいります。その一環として「GreenBee株式会社」との資本業務提携を行い、設計・提案のIT化によりソリューション提供力の質とスピードを強化してまいります。非FIT発電所開発販売事業におきましては、今後本格展開する高圧非FIT発電所を成長ドライバーと位置付け、トップラインの引き上げを図ってまいります。軌道に乗せることができた低圧非FIT発電所は、施工の平準化、施工前工程の効率化追求により、着実な成長と品質向上を重視してまいります。さらに第3の柱として、蓄電所の開発を進めてまいります。太陽光発電所への不適格用地の再活用により候補案件を一気に拡大、「EPC&メンテナンス」事業モデルと「自社保有・運営」事業モデルの併用により、案件に応じた適切な開発を行ってまいります。

省エネルギー事業では、LED照明、空調設備に次ぐ商材として冷凍冷蔵設備の温度制御システムを展開してまいります。

電力事業では、ウエストFITの仕組みを用いたグリーン電力供給力の拡大を進め、フロー収益とストック収益の同時強化を行ってまいります。

メンテナンス事業では、非FIT太陽光発電所を中心とした低圧発電所の保守管理契約が大幅に増加する見込みであり、効率的かつ高品質なO&Mを強力に推進してまいります。

6. 主要な事業内容(2024年8月31日現在)

事業	事業の内容
当 社	事業会社の経営管理
再生可能エネルギー事業	自家消費用産業用太陽光発電所請負(EPC)事業 非FIT太陽光発電所開発販売事業
省エネルギー事業	省エネのトータルサービス(ウエストエスコ事業)等
電 力 事 業	グリーン電力卸売事業 自社保有の太陽光発電システム等を用いた発電及び販売事業
メンテナンス事業	太陽光発電システム及び関連設備等の総合管理・保守事業
そ の 他	賃貸収入等

7. 主要な事業所 (2024年8月31日現在)

事業	名称及び所在地
当社	本社(広島県)、東京支店(東京都)
再生可能エネルギー事業	株式会社ウエストエネルギーソリューション (岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、茨城県、群馬県、千葉県、 埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、長野県、愛知県、三重県、大阪府、 岡山県、広島県、島根県、山口県、福岡県)
省エネルギー事業	株式会社ウエストビギン(東京都) WEST International (Thailand) Co.,Ltd.(タイ王国 バンコク) 株式会社ACDC(福島県)
電 力 事 業	株式会社ウエストエネルギーソリューション (茨城県、埼玉県、石川県、和歌山県、岡山県、広島県、島根県、山口県、 福岡県、佐賀県) 株式会社ウエストグリーンパワー(東京都)
メンテナンス事業	株式会社ウエスト〇&M(東京都、埼玉県、大阪府、広島県)

8. 従業員の状況 (2024年8月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

	従	業	員	数		前	期	末	比	増	減	数		
					369名								減	6名

- (注) 1.従業員数は就業人員であり、臨時従業員 (アルバイト及び派遣社員) は含んでおりません。 2.従業員数には正規従業員以外の有期労働契約に基づく常用労働者80名を含んでおります。
 - (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
29名	減 1名	45.1歳	10.9年

- (注) 1.従業員数は就業人員(当社から子会社への出向者を除き、子会社から当社への出向者を含む)であり、 臨時従業員(アルバイト及び派遣社員)は含んでおりません。
 - 2.従業員数には正規従業員以外の有期労働契約に基づく常用労働者2名を含んでおります。

9. 主要な借入先(2024年8月31日現在)

			借	入	先					借入額
株	式	会 社	Ξ	菱	U	F	J	銀	行	13,603百万円
株	式	会	社	も	み	Į	ン	銀	行	13,161百万円
株	式	会	社		Ш			銀	行	7,501百万円

10. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ウエストエネルギ ーソリューション	百万円	100.00	公共・産業用太陽光発電市場の開拓 太陽光発電事業(自社所有の発電所) 産業用・非FIT発電所の企画・設計・販売・施工 省エネ設備の設計・施工 蓄電所の企画・設計・販売・施工
株式会社ウエストビギン	300	100.00	太陽光発電システムの商品開発、物流
株式会社ウエスト〇&M	100	100.00	太陽光発電所の運用改善(オペレーション) 太陽光発電所の保守・管理・監視サービス(メンテナンス)

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 108,800,000株

(2) 発行済株式の総数 46,027,488株 (自己株式 6,367,813株を含む。)

(3) 株主総数 9,888名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
吉川隆	17,363千株	43.78%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,361千株	5.95%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,318千株	5.85%
株式会社JERA	935千株	2.36%
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS — JAPAN ADVANTAGE POOL	619千株	1.56%
J. P. MORGAN SE – LUXEMBOURG BRANCH 384524	615千株	1.55%
大阪瓦斯株式会社	569千株	1.43%
J. P. MORGAN SE – LUXEMBOURG BRANCH 384523	490千株	1.24%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	473千株	1.20%
CEPLUX-ERSTE GROUP BANK AG (UCITS CLIENTS)	467千株	1.18%

(注) 当社は自己株式6,367,813株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株 比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社 法第165条第2項の定めにより、2024年4月12日の当社取締役会決議に基づき、2024年 4月15日から6月20日の間、市場取引により、100万株(発行済株式総数に対する割合は 2.17%)の自己株式を総額2,789,381,400円で取得いたしました。

Ⅲ. 会社の取締役及び監査役に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

氏			名	地		位	担当及び重要な兼職の状況
吉	Ш		隆	代表:	取締役	会長	
江	頭	栄-	一郎	代表	取締役	社長	株式会社ウエストエネルギーソリューション代表取締役社長 株式会社ウエスト〇&M取締役
荒	木	健	=	代表	取締役	専務	株式会社ウエストビギン取締役 株式会社ウエストO&M取締役 WEST International (Thailand) Co.,Ltd.取締役
椎	葉	栄	次	取	締	役	
後	藤	佳	久	取	締	役	株式会社ウエストエネルギーソリューション取締役
永	島	歳	久	取	締	役	株式会社ウエストエネルギーソリューション監査役 株式会社ウエストビギン監査役 株式会社ウエストO&M取締役 WEST International (Thailand) Co.,Ltd.取締役
森	Ш	敏	行	取	締	役	WEST International (Thailand) Co.,Ltd.取締役
天	野	友	寛	取	締	役	WEST International (Thailand) Co.,Ltd.代表取締役社長
猶	嵜		明	取	締	役	株式会社ウエストエネルギーソリューション取締役
中	島	英	±	取	締	役	株式会社ウエスト〇&M監査役
中	島	_	雄	取	締	役	中島一雄税理士事務所所長 広洋工業株式会社監査役
奥	﨑	裕	司	常勤	b 監 1	1 役	
渡	部	邦	昭	監	査	役	渡部総合法律事務所所長 株式会社大建監査役 ビルックス株式会社監査役
髙	橋		健	監	査	役	株式会社ミタホールディングス上席顧問

- (注) 1. 永島歳久氏、森山敏行氏、天野友寛氏、猶嵜明氏及び中島英士氏は、2023年11月22日開催の第1 8期定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日付で就任いたしました。
 - 2. 取締役中島一雄氏は、社外取締役であります。
 - 3. 監査役渡部邦昭氏及び髙橋健氏は、社外監査役であります。
 - 4. 社外取締役中島一雄氏及び社外監査役渡部邦昭氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 - 5. 社外監査役渡部邦昭氏は、弁護士として企業法務に精通しており、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
 - 6. 社外監査役髙橋健氏は、企業経営における豊富な経験と幅広い識見を有しております。

2. 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社に おける地位	氏 名	退任時の重要な兼職の状況	退任日
常務取締役	勝又伸生	株式会社ウエストエネルギーソリューション監査役 株式会社ウエストビギン監査役 株式会社ウエストO&M監査役	2023年11月22日
取締役	黒原 智宏		2023年11月22日

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び各監査役との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款に定めており、当該契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

4. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1)役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社は、当社及び子会社全ての取締役、監査役、執行役員及び取締役会決議により会社 法上の重要な使用人として選任された管理職従業員を被保険者とした、会社法第430条の 3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約では被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。

ただし、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は賠償されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

5. 取締役及び監査役の報酬等の総額

	+DTIU65 & WAST				
区分	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	員数
取 締 役 (うち社外取締役)	359百万円	334百万円	—	24百万円	13名
	(6百万円)	(6百万円)	(—)	(一)	(2名)
監 査 役	20百万円	20百万円	—	_	3名
(うち社外監査役)	(10百万円)	(10百万円)	(—)	(—)	(2名)

(注) 非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年10月22日の取締役会において、社外取締役からの適切な意見を得たうえで取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする。

基本報酬と業績連動報酬等及び非金銭報酬等の割合は固定せず、業績指標の伸長に応じて 業績連動報酬等の割合が高くなる設計とする。

社外取締役及び監査役の報酬構成割合は、経営に対する独立性の一層の強化を重視し、固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬(賞与)及び非金銭報酬等は支給しない。

2. 基本報酬 (固定報酬)

基本報酬は、月例の固定報酬とし、職責及び当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案し、決定するものとする。

また当社は退職慰労金制度の定めはないが、退任時にその労に報いるため退職慰労金の検討を行い、支払うことがある。

3. 業績連動報酬(賞与)

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することができる。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

4. 非金銭報酬 (譲渡制限付株式)

非金銭報酬等は、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限期間を取締役(社外取締役を除く。)の地位を喪失する日まで又は付与日から5年間とする譲渡制限付株式(RS)の付与とする。各取締役に付与する株式の具体的な個数、支給時期及び配分については、非金銭報酬等の上記目的に鑑み、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で各取締役の役位及び職責を考慮して取締役会において決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等(非金銭報酬等を除く)の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役 社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本 報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役から随時適切な意見を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役会長及び代表取締役社長は、当該意見を尊重し、決

定を行うものとする。

これらの権限を代表取締役に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を最も熟知し、代表取締役として責任をもって業務を執行する過程で取締役の個人別の寄与度等を総合的にかつ最も適切に判断し、決定できるものと判断したためであります。

当事業年度においては、金銭報酬等個人別の報酬等の内容の決定を代表取締役会長吉川隆及び代表取締役社長江頭栄一郎に委任しておりますが、取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

6. 取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2013年11月26日開催の第8期定時株主総会において、年額700百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年11月26日開催の第16期定時株主総会において、株式報酬の額を年額400百万円以内、株式数の上限を80,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は6名です。

監査役の報酬限度額は、2007年11月29日開催の第2期定時株主総会において、年額80百万円以内と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	中島一雄	中島一雄税理士事務所	所長	当社と中島一雄税理士事務所、 広洋工業株式会社との間に重要
以称仅	十5 一雄	広洋工業株式会社	監査役	な取引その他の関係はありませ ん。
		渡部総合法律事務所	所長	 当社と渡部総合法律事務所、株
監査役	渡部 邦昭	株式会社大建	監査役	式会社大建及びビルックス株式
		ビルックス株式会社 監査役		の関係はありません。
監査役	髙橋健	株式会社ミタホールディングス	上席顧問	当社と株式会社ミタホールディングスとの間に重要な取引その他の関係はありません。

- (2) 取締役会及び監査役会における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
 - ① 社外取締役 中島一雄氏は、取締役会12回のうち12回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、主に税理士としての専門的見地及び様々な企業の顧問を務めていることから、当社の経営上有用な指摘、意見を適宜述べており、社外取締役として期待する、客観的・独立的な立場から業務執行に対する監督・助言等適切な役割を果たしていただいております。
 - ② 社外監査役 渡部邦昭氏は、取締役会12回のうち12回、監査役会22回のうち22回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、主に弁護士としての専門的見地からの当社の経営上有用な指摘、意見を適宜述べております。
 - ③ 社外監査役 髙橋健氏は、取締役会12回のうち11回、監査役会22回のうち18回に 出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を 求めるとともに、適宜発言を行い、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

Ⅳ. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

	支払額合計
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬の額を区分しておりませんので、合計額を記載しております。
 - 2. 上記以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が5百万円あります。
 - 3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である太陽有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

6. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)の処分を受けました。

連結貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	76,518	流 動 負 債	34,507
現金及び預金	27,676	支払手形及び買掛金	529
売 掛 金	1,000	工 事 未 払 金	3,888
リース債権	5,078	1年内償還予定の社債	120
完成工事未収入金	20,646	短期借入金	18,612
商品	10,591	未 払 法 人 税 等	2,742
販売用不動産	56	完成工事補償引当金	169
未成工事支出金	2,899	契 約 負 債	5,934
原材料及び貯蔵品	50	その他	2,510
そ の 他	8,617	固 定 負 債	57,990
貸 倒 引 当 金	△98	社 債	50
固定資産	49,379	長期借入金	56,553
有 形 固 定 資 産	40,834	資 産 除 去 債 務	940
建物及び構築物	1,298	その他	445
機械装置及び運搬具	20,519	負 債 合 計	92,497
土 地	18,307	(純資産の部)	
そ の 他	708	株 主 資 本	33,090
無形固定資産	806	資 本 金	2,020
投資その他の資産	7,738	資本 剰余金	781
投 資 有 価 証 券	1,742	利 益 剰 余 金	36,350
長期貸付金	908	自 己 株 式	△6,062
繰 延 税 金 資 産	1,572	その他の包括利益累計額	140
そ の 他	3,627	その他有価証券評価差額金	120
貸 倒 引 当 金	△112	為替換算調整勘定	19
		非 支 配 株 主 持 分	168
		純 資 産 合 計	33,399
資 産 合 計	125,897	負債・純資産合計	125,897

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年9月1日から) 2024年8月31日まで)

(単位:百万円)

	(2024+ 0)	月31日まじ /	(単位・日万円)
科目		金	額
売 上	高		50,390
売 上 原	価		31,868
売 上 総 利	益		18,522
販売費及び一般管	理費		7,924
営 業 利	益		10,597
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	10	
受 取 配 当	金	34	
為	益	45	
受 取 保 険	金	65	
還 付 加 算	金	6	
補 助 金 収	入	7	
消費税差	額	15	
そのの	他	13	198
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	733	
支 払 手 数	料	95	
そのの	他	10	839
経 常 利	益		9,956
特 別 利	益		
投 資 有 価 証 券 売	却 益	19	
その	他	0	19
特 別 損	失		
	却 損	71	71
匿名組合損益分配前税金等調整前当			9,903
匿名組合損益分	配額		36
税金等調整前当期級			9,866
法人税、住民税及び事		3,156	
	整額	△193	2,963
当 期 純 利	益		6,903
非支配株主に帰属する当期			145
親会社株主に帰属する当期	純利益		6,757
(注) 記載全額け石万四未満を切り拴てて	* 丰二 アセル	1++	

⁽注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位:百万円)

科目	 金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,388	流動負債	14,554
現 金 及 び 預 金	15,679	短期借入金	13,614
前 払 費 用	49	1年内償還予定の社債	120
未 収 入 金	449	リ ー ス 債 務	5
関係会社短期貸付金	9	未払金	38
その他	201	未 払 費 用	47
固定資産	40,247	未 払 法 人 税 等	634
有 形 固 定 資 産	162	預 り 金	33
建物	105	そ の 他	60
工具、器具及び備品	41	固 定 負 債	31,024
リース資産	8	社 債	50
建設仮勘定	6	長期借入金	30,909
無形固定資産	159	リース債務	5
その他	159	資産除去債務	54
投資その他の資産	39,925	そ の 他	5
投資有価証券	1,186	負 債 合 計	45,578
関係会社株式	4,458	(純資産の部)	
長期貸付金	125	株 主 資 本	11,038
関係会社長期貸付金	33,499	資 本 金	2,020
敷 金 及 び 保 証 金	183	資本剰余金	656
繰延税金資産	379	資 本 準 備 金	603
その他	93	その他資本剰余金	52
		利益剰余金	14,423
		その他利益剰余金	14,423
		繰越利益剰余金	14,423
		自己株式	△6,062
		評価・換算差額等	18
		その他有価証券評価差額金	18
		純 資 産 合 計	11,057
資 産 合 計	56,635	負債・純資産合計	56,635

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年 9 月 1 日から) (2024年 8 月31日まで)

(単位:百万円) 科 額 金 営 業 収 益 3,601 営 業 1,399 費 用 業 利 益 2,201 営 外 収 益 営 業 220 受 取 利 息 そ 85 305 \mathcal{O} 他 外 費 営 業 用 払 利 息 302 支 そ \mathcal{O} 316 他 13 経 常 利 益 2,191 別 利 益 19 19 投資有価証券売却 税引前当期 純 利 2,210 法人税、住民税及び事業税 661 人 税 等 調 22 683 法 整 額 当 期 純 利 益 1,526

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年10月28日

株式会社ウエストホールディングス 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

中国・四国事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 秀 樹 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡 印 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウエストホールディングスの2023年9月1日から2024年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウエストホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査 法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、 その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内 容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガード を適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年10月28日

株式会社ウエストホールディングス 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

中国・四国事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 秀 樹 印 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 沖 聡 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウエストホールディングスの2023年9月1日から2024年8月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示し ているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、 その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算 書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連す る内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に 関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明する ことが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並 びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連 結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたし ました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月28日

株式会社ウエストホールディングス 監査役会

常勤監査役 奥 﨑 裕 司 印

監 査 役 渡 部 邦 昭 🗐

監査役髙橋 健印

(注)渡部邦昭及び髙橋健は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場 ご案内図

開催日時

2024年11月26日(火)午前10時(受付開始:午前9時)

開催場所

広島市中区中町7番20号

ANAクラウンプラザホテル広島 3階「オーキッド」



<u> </u>	○車	JR広島駅	より	約10分
父通の	〇 路面電車	袋町駅	より	徒歩 1 分
交通のご案内	○ バス	袋町バス停	より	徒歩 1 分
ניו	○ アストラムライン	本通駅 東1出口	より	徒歩 5 分





株 主 各 位

第19期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■事業報告

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書 個別注記表

株式会社 ウエストホールディングス

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1. 取締役会決議における決議の内容の概要

当社及び当社グループ子会社の業務の適正を確保するための体制(2018年9月28日開催の当社取締役会にて決議)の内容は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社はコンプライアンス(法令及び定款遵守)を経営の最重要課題と位置づけ、会社理念に基づいた内部統制システムの構築とグループ子会社を含めた全体(以下「当社グループ」という)のコンプライアンス体制の確立に努める。
- ②当社グループは取締役間の意思疎通を図るとともに相互に職務遂行を監督することで、当社グループの取締役が法令及び定款に違反する行為を未然に防止する。
- ③当社グループ取締役が他の当社グループ取締役の法令及び定款違反行為を発見したときは、直ちに当社監査役及び取締役会に報告するとともに是正を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社グループの使用人は、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存、管理する。
- ②上記の情報は、取締役及び監査役が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときはいつでも閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理規程等に基づき、当社グループのリスク分析及び対策の実施状況等を当社グループの責任者が出席するリスク・コンプライアンス委員会において監視する。
- ②当社代表取締役に直属する監査室は、当社グループにおけるリスク管理体制を監査し、当社代表取締役及び常勤監査役に報告する。また、適宜当社取締役会及び監査役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を原則月1回開催し、重要事項の意思決定を行う。また、必要に応じて適宜開催するものとする。
- ②グループ子会社の親会社である当社は、当社グループにおける職務権限規程等の意思決定に関する規則を整備することにより、子会社取締役に付与された業務執行権限の明確化を図り、適正かつ効率的な職務執行が行われる体制を構築する。

(5) 当社グループ使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①法令、定款及び社内規則等を遵守した行動をとるため、当社グループ内に周知徹底と遵守 の推進を図る。これらに違反する行為などが行われていることを知り得た場合、公益通報 として通報相談を受け付ける社内通報窓口を設ける。
- ②取締役は、取締役会での業務執行状況の報告等を通じ、他の取締役の職務執行が法令及び定款に適合しているか相互に監視する。
- ③業務執行部門から独立した監査室は当社グループの内部監査を定期的に実施し、その結果 を被監査部門、当社代表取締役及び常勤監査役に報告する。また、必要に応じて当社取締 役会及び監査役会に報告する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は持株会社として、当社グループ共通の会社理念に基づき、当社グループの統制環境の整備、啓蒙、各社事業の状況に関する定期的な報告聴取と諸問題についての事前協議を行う。
- ②業務執行部門から独立した監査室は当社グループの内部監査を定期的に実施し、その結果を被監査部門、当社代表取締役及び常勤監査役に報告する。また、必要に応じて当社取締役会及び監査役会に報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ①当社監査役が使用人を求めた場合は速やかに設置する。当該使用人の指揮命令権は監査役にあり、取締役からは指揮命令を受けない独立性を確保する。
- ②当該使用人の任命、人事異動等の人事権に関する事項の決定においては、当社常勤監査役の同意を必要とする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある、 不正の行為、法令及び定款に違反する重大な事実又はその他事実を発見したときには、当 該事実を当社の監査役に報告する。当社グループの取締役及び使用人は、その業務につい て監査役から説明を求められたときには速やかに報告する。
- ②適正な目的に基づき監査役に報告した当社グループの取締役及び使用人は、同報告を理由として不当な取扱いを受けない。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査担当部署及び取締役は、 監査役と緊密に連携する。
- ②重要な会議体への監査役の出席を必要に応じて求め、監査役による監査機能の実効性向上に努める。
- ③当社グループ監査役の職務の執行に関して発生する費用等については、各監査役の請求に 基づき速やかにこれを支払う。

(10) 反社会的勢力による被害を防止するための体制

反社会的勢力と一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求があった場合の対応所 管部署を定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る体制を整える。また、これら反 社会的勢力に対しては外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応する。

2. 当事業年度における運用状況の概要

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会の設置会社です。取締役会は11名で構成されており、うち1名が社外取締役です。また、監査役会は1名の常勤監査役と2名の社外監査役で構成されています。当社は、「会社理念」を毎朝役員・社員全員で唱和することで、全体の行動指針としています。

また、当社グループ共通の「役員規程」等の社内規程を制定し、コンプライアンスに関する高い意識をもち、所管業務を遂行するように周知徹底を図っています。

なお、当社取締役やグループの責任者から構成されているリスク・コンプライアンス委員会を毎月1回開催することで、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じた適切なリスク対応を行っています。

社内ルールや行動指針を逸脱した行動がみられた場合は、賞罰委員会で協議し、処遇を検討しています。

内部監査部門は当社グループ全体の業務遂行面の実態を監査し、当社代表取締役及び監査役会に報告をしています。

一方、常勤監査役は、当社取締役会のほか社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況を聴取することで、業務執行の現状や課題の把握に努め、経営監視機能の強化と向上を図っています。

連結株主資本等変動計算書

(2023年 9 月 1 日から) 2024年 8 月31日まで)

(単位:百万円)

	(1221)					
		株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
2023年9月1日残高	2,020	756	31,830	△3,270	31,337	
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△2,236		△2,236	
親会社株主に帰属する当期純利益			6,757		6,757	
自己株式の取得				△2,791	△2,791	
譲渡制限付株式報酬		24			24	
連結範囲の変動			△0		△0	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	_	24	4,520	△2,791	1,753	
2024年8月31日残高	2,020	781	36,350	△6,062	33,090	

	その他の包括利益累計額							
	その他 有価証券 評価差額金	為調	替 整	換 勘 7	算定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	非支配株主持分	純資産合計
2023年9月1日残高	48				1	50	15	31,403
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△2,236
親会社株主に帰属する当期純利益								6,757
自己株式の取得								△2,791
譲渡制限付株式報酬								24
連結範囲の変動	_			-	-	_	_	\triangle 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	72			18	3	90	152	242
連結会計年度中の変動額合計	72			18	3	90	152	1,996
2024年8月31日残高	120			19	9	140	168	33,399

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記) 該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

40社

主要な連結子会社の名称

株式会社ウエストエネルギーソリューション

株式会社ウエストビギン、株式会社ウエストO&M

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社オージーシー、とっとり環境エネルギーアライアンス合同会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法を適用した非連結子会社の数 該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称 1 社 持分法を適用した関連会社は、佐世保市鹿町町風力発電合同会社であります。

(3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社オージーシー、とっとり環境エネルギーアライアンス合同会社

主要な関連会社の名称

康晤企業股份有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に 見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微で あり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、WEST International (Thailand) Co.,Ltd.及びWEST ITC (Thailand) Co.,Ltd.の決算日は5月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - ア. 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。
 - イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により算定し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。なお、匿名組合出資金については、 匿名組合の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を営業外損益に計上するととも に、投資有価証券を加減する処理を行っております。

② 棚卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法)により算定しております。 原材料及び貯蔵品、販売用不動産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法)により算定しております。

未成工事支出金

主として個別法による原価法によっております。

③ デリバティブ 原則として時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産以外)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び太陽光発電設備に係る機械及び装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年~50年 機械及び装置 6年~17年

車両運搬具 3年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年又は契約期間で均等償却をしております。

② 無形固定資産 (リース資産以外)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における 利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は15年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上し ております。

② 完成丁事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の補修費用に備えるため、過年度の実績補修費用のうち当社 グループの負担となった金額を基礎に補修見込相当額を見積り計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計ト基準

① 再生可能エネルギー事業

メガソーラーにおいては、顧客との売買契約等に基づき、自社で開発・施工又は仕入れた太陽光発電システムの引渡しを行う履行義務を負っております。顧客との売買契約に基づき、太陽光発電システムを引渡した時点で当該物件の支配が移転すると判断していることから、太陽光発電システムを引渡した時点で収益を認識しております。

産業用太陽光発電においては、顧客との工事請負契約等に基づいて、太陽光発電システムの施工を行う履行義務を負っております。顧客との工事請負契約に基づき、一定の期間にわたり履行義務が充足される工事請負契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。当該工事請負契約における履行義務の性質を踏まえ、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、進捗度が合理的に見積れる場合は見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)に基づき進捗度を測定し、進捗度が合理的に見積れない場合は合理的に見積ることができる時点まで原価回収基準により、収益を認識しております。また、工期のごく短い工事契約等については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、一部の取引は、顧客の初期費用の負担が生じないリース契約として締結しており、「リース取引に関する会計基準」に基づき、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

非FIT発電所においては、顧客との売買契約等に基づき、自社で開発・施工した太陽光発電システムの引渡しを行う履行義務を負っております。顧客との売買契約に基づき、太陽光発電システムを引渡した時点で当該物件の支配が移転すると判断していることから、太陽光発電システムを引渡した時点で収益を認識しております。

② 省エネルギー事業

省エネルギー事業においては、商業施設や工場・病院などのエネルギーを大量に消費する施設を保有する顧客に対し、LED照明や空調設備を用いた省エネのトータルサービスを提供する履行義務を負っております。当該省エネサービスは、主として初期費用の負担が生じないリース契約(ウエストエスコ事業)として締結しており、「リース取引に関する会計基準」に基づきリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ 電力事業

自社売電については、当社グループの保有の太陽光発電設備から発生する電力を、電力卸売については、非FIT系発電所から購入した電力を顧客に供給する履行義務を負っております。これらの履行義務は顧客に対して電力を供給した時点で、当該電力に対する支配が顧客に移転したと判断し、当該電力の発電量に応じて収益を認識しております。

④ メンテナンス事業

メンテナンス事業においては、太陽光発電システム及び関連設備等の総合管理・保守を行っており、顧客との契約に基づいて施設の継続的なメンテナンスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、メンテナンス期間にわたり契約金額を按分して収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、ヘッジ会計の要件を満たす 金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象ヘッジ手段 金利スワップヘッジ対象 借入金の利息
- ③ ヘッジ方針 主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額の対応関係を確認することにより、ヘッジ有効性の評価をしております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

(追加情報)

(保有目的の変更)

保有目的の変更により、販売用不動産から土地へ270百万円を振替えております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産は次のとおりであります。

(担保資産)

現金及び預金	57百万円
売掛金	448百万円
建物及び構築物	392百万円
機械装置及び運搬具	11,155百万円
土地	897百万円
その他の固定資産	152百万円
合計	13 104百万円

(注) 上記のほか、機械装置等の保険請求権を担保に供しております。

(担保付債務)

短期借入金	1,875百万円
長期借入金	16,899百万円
合計	18.774百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 12,327百万円

3. 保証債務

下記の取引先の営業債務に対する債務保証を行っております。 ヒカリ産業株式会社 242百万円

4. 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結し、 3行とコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末 の当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりでありま す。

当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額6,455百万円借入実行残高1,355百万円差引額5,100百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	46,027,488	_	_	46,027,488
合 計	46,027,488	_	_	46,027,488

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年11月22日 定時株主総会	普通株式	2,236	55.00	2023年 8月31日	2023年 11月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,577	65.00	2024年 8月31日	2024年 11月27日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等、安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、リース債権、完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する規程に沿ってリスク低減を図っています。投資有価証券は主として株式であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、工事未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債の使途は運転資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) リース債権	5,078		
貸倒引当金 (*2)	△59		
	5,019	4,687	△331
(2) 投資有価証券(*3)			
①満期保有目的の債券	200	198	△1
②その他有価証券	411	411	_
資産計	5,630	5,297	△333
(1) 社債 (*4)	170	169	△0
(2) 長期借入金 (*5,6)	73,710	72,946	△763
負債計	73,880	73,116	△764

- (*1) 現金及び預金、売掛金、完成工事未収入金、支払手形及び買掛金、工事未払金、短期借入金、未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
- (*2) リース債権については対応する貸倒引当金を控除しております。
- (*3) 以下の金融商品は市場価格がないことから、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	832百万円
関係会社株式	295百万円
匿名組合出資金	2百万円
合計	1,130百万円

- (*4) 1年内償還予定の社債を含んでおります。
- (*5) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
- (*6) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含まれております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形

成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格に

より算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット

以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分	時価					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券	411	_	_	411		
資産計	411	_	_	411		

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

				(+ III · II / II / II			
区分	時価						
	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
リース債権	_	4,687	_	4,687			
投資有価証券							
満期保有目的の債券	_	198	_	198			
資産計	_	4,886	_	4,886			
社債	_	169	_	169			
長期借入金	_	72,946	_	72,946			
負債計	_	73,116	_	73,116			

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、レベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

リース債権

リース債権の時価は、リース料の回収予定額を当連結会計年度末時点の取引先の信用リスク等を加味した割引率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、変動金利によるもののうち、金利スワップの特例処理の対象とされたものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

- 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項 当社の一部子会社では、賃貸用の土地を有しております。
- 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

	(1 1 7 3 1 3 7
連結貸借対照表価額	時価
11,884	21,618

(注) 当期末の時価は、固定資産税評価額を基に算定した金額により評価しております。なお、当該土地の大部分は再生可能エネルギー事業における太陽光発電設備と一体で開発した事業用資産(底地)であり、当該土地に関連する利益は再生可能エネルギー事業及び電力事業に含まれております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

								(1 1	□//I //
	再生可能 エネルギ 一事業		きセグメン 電力事業	/ト メンテナ ンス事業	計	その他	合計	調整額	連結損益計算書計上額
売上高	子八								
メガソーラー (再生・開発)	785	_	_	_	785	_	785	_	785
産業用太陽光発電	14,452	_	_	_	14,452	_	14,452	_	14,452
非FIT発電所 (WEST FIT)	25,725	_	_	_	25,725	_	25,725	_	25,725
エスコ	_	144	_	_	144	_	144	_	144
電力卸売	_	_	918	_	918	_	918	_	918
自社売電	_	_	4,281	_	4,281	_	4,281	_	4,281
総合管理・保守	_	_	_	1,616	1,616	_	1,616	_	1,616
その他	_	_	_	_	_	1	1	_	1
顧客との契約から 生じる収益	40,963	144	5,199	1,616	47,924	1	47,925	_	47,925
その他の収益	986	1,478	_	_	2,464	0	2,464	_	2,464
外部顧客への売上高	41,949	1,622	5,199	1,616	50,388	1	50,390	_	50,390
セグメント間の内部 売上高又は振替高	16	_	1	365	382	_	382	△382	_
計	41,966	1,622	5,200	1,981	50,771	1	50,773	△382	50,390

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成の ための基本となる重要な事項に関する注記4.会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費 用の計上基準 に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の内訳は下記のとおりです。

(単位:百万円)

	, ,
	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	9,913
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	21,273
契約負債(期首残高)	5,765
契約負債(期末残高)	5,934

契約負債は、主として顧客からの前受収益に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は1.341百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	当連結会計年度
1年以内	1,130
1年超5年以内	1,696
5年超	3,107
合計	5,934

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

837円93銭

1株当たり当期純利益

167円46銭

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2023年 9 月 1 日から) (2024年 8 月31日まで)

(単位:百万円)

		資本剰余金			利益類	制余金		
	資本金			資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		準備金	資本剰余金	合計	繰越利益 剰余金	合計		
2023年9月1日残高	2,020	603	28	632	15,133	15,133	△3,270	14,515
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△2,236	△2,236		△2,236
当期純利益					1,526	1,526		1,526
自己株式の取得							△2,791	△2,791
譲渡制限付株式報酬			24	24				24
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	_	ı	24	24	△709	△709	△2,791	△3,477
2024年8月31日残高	2,020	603	52	656	14,423	14,423	△6,062	11,038

	評価・換	が次立 <u>へ</u> 引	
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	純資産合計
2023年9月1日残高	6	6	14,521
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△2,236
当期純利益			1,526
自己株式の取得			△2,791
譲渡制限付株式報酬			24
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	12	12	12
事業年度中の変動額合計	12	12	△3,464
2024年8月31日残高	18	18	11,057

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法 (定額法) によっております。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により算定し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。なお、匿名組合出資金については、 匿名組合の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を営業外損益に計上するととも に、投資有価証券を加減する処理を行っております。

(2) デリバティブ

原則として時価法によっております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産以外)

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び 構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

6年~18年

工具、器具及び備品 4年~20年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。

(2) 無形固定資産 (リース資産以外)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は5年であります。

3. 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の収益は、子会社からの経営指導料等及び受取配当金となります。経営指導料等においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点において当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の利息

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは、特例処理の要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事 業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

245百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権

449百万円

3. 保証債務

当社は、次の会社について下記内容の債務保証を行っております。

金額(百万円)	内容
16,583	金融機関からの借入
119	商品仕入取引
1,240	金融機関からの借入
921	金融機関からの借入
44	金融機関からの借入
261	金融機関からの借入
7,320	金融機関からの借入(1,714百万THB)
26,492	
	16,583 119 1,240 921 44 261 7,320

⁽注) 外貨建保証債務については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額800百万円借入実行残高800百万円差引額-

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引高(収入分)

3,613百万円 294百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

営業取引以外の取引高(収入分)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)	
普通株式	5,367,122	1,000,691	_	6,367,813	

⁽注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り請求による増加691株及び取締役会決議による自己株式取得による増加1.000.000株によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	270百万円
未払事業税	17百万円
資産除去債務	16百万円
関係会社株式評価損	4百万円
株式報酬費用	17百万円
投資有価証券評価損	3百万円
その他	81百万円
繰延税金資産小計	412百万円
評価性引当額	△11百万円
繰延税金資産合計	400百万円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対する除去費用	12百万円
その他有価証券評価差額金	8百万円
繰延税金負債合計	20百万円
繰延税金資産の純額	379百万円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識に関する注記)

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

個別注記表「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 3.収益及び費用の計上基準」に 記載しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等 の名称	議決権等 の所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役務の提供	経営指導料 (注1)	3,204	未収入金	396
子会社			受取利息	貸付金利息	100	_	_
	株式会社ウエス トエネルギーソ リューション	直接 100%	貸付金	資金の貸付	11,000	関係会社長期 貸付金	20,000
			債務保証	債務保証(注2)	16,583	_	_
			役員の兼任			_	_
			受取利息	貸付金利息	113	_	_
子会社	株式会社	式会社 直接	貸付金	資金の貸付 資金の回収	2,300 3,600	関係会社長期 貸付金	13,400
	ウエストビギン	100%	債務保証	債務保証(注2)	119	_	_
			役員の兼任			_	_

属性	会社等 の名称	議決権等 の所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社メガソー ラー10号	間接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証(注2)	1,240	_	_
子会社	株式会社広島県メ ガソーラー	間接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証(注2)	921	_	_
子会社	株式会社岡山県メガソーラー	間接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証(注2)	44	_	_
子会社	株式会社四国メガソーラー	間接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証(注2)	261	_	_
子会社	WEST International (Thailand) Co.,Ltd.	直接 49%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注2,3)	7,320 (1,714百万 THB)	_	_

取引条件及び取引条件等の決定方針等

- (注1) 経営指導料については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費に一定の利益を加えた価格を基準として決定しております。
- (注2) 債務保証については、子会社の金融機関からの借入及び商品仕入に対して当社が保証を行っております。なお、取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。
- (注3) 外貨建保証債務については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (注4) 取引金額に消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益

278円80銭 37円83銭

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。